

進出支援制度のインセンティブ項目表 【ポートアイランド第2期編】

【適用期間：平成31年4月1日～平成32年3月31日】

割引適用条件	割 引 率	チェック欄
1. 緑化率	敷地面積10%以上 15%未満	▲10%
	敷地面積15%以上 20%未満	▲15%
	敷地面積20%以上	▲20%
2. 特定事業の認定	条例の9分野	▲10%
3. 投資額 ※土地代金を除く	3千万円以上 1億円未満	▲10%
	1億円以上 4億円未満	▲15%
	4億円以上 8億円未満	▲20%
	8億円以上 10億円未満	▲25%
	10億円以上	▲30%
4. 雇用者数	5人以上 9人以下	▲10%
	10人以上 19人以下	▲15%
	20人以上 49人以下	▲20%
	50人以上 99人以下	▲25%
	100人以上	▲30%
	新たに神戸市内に在住する正規雇用者が、進出地において全正規雇用者の1/4以上	▲15%
5. 障害者雇用	常用雇用者×法定雇用率(2.2/100)以上 2倍未満	▲5%
	常用雇用者×法定雇用率(2.2/100)の2倍以上 3倍未満	▲8%
	常用雇用者×法定雇用率(2.2/100)の3倍以上	▲10%
6. 神戸港の貨物利用	コンテナ貨物 10TEU/年以上 50TEU/年未満 又は取扱貨物量 200t/年以上 1,000t/年未満	▲5%
	コンテナ貨物 50TEU/年以上 300TEU/年未満 又は取扱貨物量 1,000t/年以上 6,000t/年未満	▲10%
	コンテナ貨物 300TEU/年 以上 又は取扱貨物量 6,000t/年 以上	▲15%
7. 環境配慮型設備の導入	500万円以上 1,000万円未満	▲10%
	1,000万円以上	▲15%
8. 事業所内保育施設の整備	敷地内に事業所内保育施設(内閣府が設置支援する企業主導型保育事業を含む)を整備	▲15%
9. 社員社宅施設の整備	神戸市内において、社員向けの社宅を自ら建設	▲15%
10. 神戸市内中小企業等による土地取得	神戸市内に本社をもつ中小企業、または神戸市内の従業員総数が全従業員数の5割以上の中小企業	最大 ▲15%
11. 既進出企業土地取得(※1)	新たな土地取得(拡張)	▲20%
12. ISO・KEMS規格取得事業者	新たな土地取得(拡張)	▲5%

※1 賃貸による既進出企業が拡張する場合は、進出(土地の引渡し)後、満5年以上経過している企業等を対象とする。

※新たな土地取得(拡張)の場合は、上記1～5、7～9、12について遡及が可能。

◆適用団地＝ポートアイランド第2期(製造工場用地、業務施設用地、研究・文化施設用地)

(※)各項目を組み合わせることができますが、割引率には上限(エリアによって異なります)があります。

進出支援制度のインセンティブ項目表 【神戸テクノ・ロジスティックパーク編】

【適用期間：平成31年4月1日～平成32年3月31日】

割引適用条件	割 引 率	チェック欄
1. 緑化率	敷地面積10%以上 15%未満	▲10%
	敷地面積15%以上 20%未満	▲15%
	敷地面積20%以上	▲20%
2. 特定事業の認定	条例の9分野	▲10%
3. 投資額 ※土地代金を除く	3千万円以上 1億円未満	▲10%
	1億円以上 4億円未満	▲15%
	4億円以上 8億円未満	▲20%
	8億円以上 10億円未満	▲25%
	10億円以上	▲30%
4. 雇用者数	5人以上 9人以下	▲10%
	10人以上 19人以下	▲15%
	20人以上 49人以下	▲20%
	50人以上 99人以下	▲25%
	100人以上	▲30%
5. 障害者雇用	常用雇用者×法定雇用率(2.2/100)以上 2倍未満	▲5%
	常用雇用者×法定雇用率(2.2/100)の2倍以上 3倍未満	▲8%
	常用雇用者×法定雇用率(2.2/100)の3倍以上	▲10%
6. 神戸港の貨物利用	コンテナ貨物 10TEU/年以上 50TEU/年未満 又は取扱貨物量 200t/年以上 1,000t/年未満	▲5%
	コンテナ貨物 50TEU/年以上 300TEU/年未満 又は取扱貨物量 1,000t/年以上 6,000t/年未満	▲10%
	コンテナ貨物 300TEU/年 以上 又は取扱貨物量 6,000t/年 以上	▲15%
7. 環境配慮型設備の導入	500万円以上 1,000万円未満	▲10%
	1,000万円以上	▲15%
8. 神戸市内中小企業等による土地取得	神戸市内に本社をもつ中小企業、または神戸市内の従業員総数が全従業員数の5割以上の中小企業	▲5%
9. 既進出企業土地取得(※1)	新たな土地取得(拡張)	▲20%
10. ISO・KEMS規格取得事業者	新たな土地取得(拡張)	▲5%

※1 賃貸による既進出企業が拡張する場合は、進出(土地の引渡し)後、満5年以上経過している企業等を対象とする。

※新たな土地取得(拡張)の場合は、上記1～5、7、10について遡及が可能。

※複数の企業等から申込みがあった場合の合計割引率の競争については、上記1～10を対象とする。

■人口減少対策に関するインセンティブ

1. 新たに神戸市内に在住する正規雇用	新たに神戸市内に在住する正規雇用者が、進出地において全正規雇用者の1/4以上	▲10%
2. 事業所内保育施設の整備	敷地内に事業所内保育施設(内閣府が設置支援する企業主導型保育事業を含む)を整備	
3. 社員社宅施設の整備	神戸市内において、社員向けの社宅を自ら建設	

※上記1～3のうち、いずれかひとつ実施でさらに10%割引きとする(複数実施した場合も10%が上限)。

◆適用団地＝神戸テクノ・ロジスティックパーク(製造工場用地の一部)

(※)各項目を組み合わせることができますが、割引率には上限があります。